

平成 27 年 4 月 1 日決定

「危機管理ネットワーク連絡網」設置要綱

1 目的

- (1) 都市間における、自然災害、人為的災害等の危機が発生した際の迅速な情報の連絡
- (2) 平時における危機管理に関する情報やノウハウの交換

2 参加都市

「危機管理ネットワーク」参加都市

3 想定される情報交換の事例

(1) 危機発生時

- ア) 参加都市又は参加都市の周辺部における危機発生的事实、例えば被害状況や災害原因、対応状況の報告
- イ) 危機発生後の対応策に関する情報提供、被災経験に基づく技術的助言等の提供
- ウ) 危機発生後における他都市からの支援の要否及び他都市からの支援の申し出等の連絡

(2) 平時

- ア) 危機管理に関する各都市の活動報告
- イ) 各都市主催の防災訓練・研修等の情報提供
- ウ) 技術的な照会・助言
- エ) 危機管理に関して一般的に有用な情報及びノウハウの提供

4 連絡テストの実施

- (1) 危機発生時の連絡及び情報交換を確実なものとするため必要に応じ、テスト文の送受信による連絡テストを実施する。
- (2) テスト文の発信は、メーリング・リストを使用し、事務局から各都市宛の一斉配信により行う。配信を受けた各都市は、受信を確認した旨をメーリング・リストにより速やかに返信する。

5 メーリング・リスト

- (1) 「危機管理ネットワーク連絡網」は、インターネット回線を利用した電子メールによる連絡を基本とし、メーリング・リストを活用する。メーリング・リストのアドレスは

以下のとおりである。

emergency-hotline@ml.metro.tokyo.jp

- (2) メーリング・リストの構成員は、原則として、「危機管理ネットワーク」参加都市において「危機管理ネットワーク」の事務を担当する者を含む、危機管理関連部署に所属する実務担当者とする。

6 連絡担当

- (1) 参加都市は、メーリング・リスト構成員のうち 1 名を連絡担当とする。
- (2) 連絡担当は、参加都市において以下の業務を担当する。
 - ア) 危機発生時における情報の発信
 - イ) 平時における情報の発信
 - ウ) 連絡テストの実施
 - オ) メーリング・リストの構成員に変更があった場合の事務局への連絡
- (3) 危機発生時には、発生都市の連絡担当は、別紙「報告書」の様式を使用して情報を発信することができる。発生都市の連絡担当が情報を発信できない場合、あるいは発信しない場合には、その他のメーリング・リスト構成員が情報を発信することができる。

7 事務局

- (1) 「危機管理ネットワーク連絡網」の事務局は、東京都とする。
- (2) 事務局は、メーリング・リストの管理や連絡テストのほか、「危機管理ネットワーク連絡網」全体の運営管理を行う。